

# 後期高齢者医療制度

## 給付編

平成20年4月1日から始まる、後期高齢者医療制度の資格と保険料について本紙2月1日号で紹介しましたが、今回は給付について紹介します。

後期高齢者医療制度では、老人保健制度と同じように医療機関にかかることができます。

医療機関で忘れずに、必ず**保険証（被保険者証）**を提示してください。

後期高齢者医療制度で受けられる主な給付は次のとおりで、**現行の老人保健制度と同様の給付**が受けられます。

### お医者さんに行ったら、いくら払うことになるの？

#### ◆療養の給付

病気やけがでお医者さんにかかるときの医療費の自己負担は1割です。  
(現役並み所得者は3割負担)



### 今月は医療費がたくさんかったなあ

#### ◆高額療養費

同じ月内に、下表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。(入院の場合は、自己負担限度額までを負担いただきます。)

- 後期高齢者医療は老人保健法を改正した法に基づき実施されることから、すでに老人保健で申請のある口座情報については後期高齢者医療制度に引き継ぎます。
- 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。
- 入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは含まれません。

#### 1カ月の自己負担限度額表

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みの所得がある人	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降は44,400円※)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ*	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ*		15,000円

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。



## 入院したら、費用はどうなるの？

### ◆入院時食事療養費

- 入院した時の食費は1食260円（1日3食まで）が自己負担になります。
- 住民税非課税世帯の方は、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。

所得区分		食費
現役並み所得者、一般（下記以外の方）		260円
低所得者Ⅱ*	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を越える入院	160円
低所得者Ⅰ*		100円

### ◆入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したとき、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担額となります。

所得区分	食費 (1食当り)	居住費 (1日当り)
現役並み所得者 一般（下記以外の方）	460円※	320円
低所得者Ⅱ*	210円	
低所得者Ⅰ*	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準により、420円の場合もあります。

※低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

\*低所得者Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方。

\*低所得者Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下の方。

## どうして医療制度が変わるの？

近年高齢者医療費の増加は深刻な問題で、平成17年度75歳以上の全国1人当たりの平均医療費は、64歳以下の平均医療費のおよそ5倍になっています。

また、三重県の65歳以上

の人口は、平成17年度から10年間で1.26倍になり、20年後には65歳以上の人口が30%を超えると予想されています。

このような状況に対し、国民皆保険（※）を維持し医療保険制度を将来にわたり維持可能なものとしていくため、また高齢者の皆さんに安心して医療を受けていただくために、高齢者と支え手である現役世代の負担の明確化を図り、公平で分かりやすい独立した新しい医療制度が始まります。

※国民皆保険とは、いざというときに安心してお医者さんにかかるようにすべての人がいずれかの医療保険に加入していることです。

### ◆高額介護合算療養費（平成20年4月新設）

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合は、超えた額を払い戻します。

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円

### ◆あとで費用が支給される場合

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により認められると支払った費用から自己負担分を除いた分について、あとから支給を受けられます。

- 急病などでやむをえず保険証を持たずに診療を受けたとき。
- 医師が必要と認めた、コルセットなどの補装具代。
- 医師が必要と認めた、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- 骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき。
- 海外渡航中に治療を受けたとき。
- 手術などで輸血に用いた生血代。
- 病気やけがで移動が困難な方が、医師の指示による転院などで移送にかかった費用。

### ◆第三者行為

交通事故のように、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合は、原則として加害者が医療費を負担すべきものですが、後期高齢者医療制度の保険で治療を受けようとするときは必ず届出をしてください。

### ◆葬祭費

被保険者が死亡されたときに、葬祭を行った方の申請により 50,000 円を支給します。

### ◆保健事業

被保険者の健康増進のため、健康診査を行います。

- 実施方法は介護保険制度の生活機能評価と同時実施となります。
- 県内のどの健診機関でも受診可能なフリーアクセス制度の構築を行います。
- 利用者負担は、課税世帯 500 円・非課税世帯 200 円になります。

### ♥保険証（被保険者証）について

- 保険証は 1 人 1 枚交付します。
- 老人保健制度から移行される方には 3 月下旬に郵送します。
- 制度移行後に 75 歳になる方には 75 歳到達日の前に郵送します。
- 障害認定を申請された方には、認定後交付します。

※なお、有効期限は毎年 7 月末日となっています。

本年 7 月中に 8 月から翌年 7 月末までの新たな保険証を郵送します。



★三重テレビで、後期高齢者医療制度について放送されますのでご覧ください。

3月2日～3月29日 毎週日曜日 午後6時30分～10分間

再放送 毎週土曜日 午前7時～10分間

★県政だよりみえ1月号および本紙2月1日号に関連記事を掲載していますので併せてご覧ください。

### 【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883・☎059-221-6884

本庁健康保険課医療助成係 ☎22-9660

4月1日から

# 国民健康保険



の制度が変わります

後期高齢者医療制度が施行されることにより、国民健康保険についても次のような改正が予定されています。

## ♣資格について

- 後期高齢者医療制度に加入された方は国民健康保険の資格がなくなります。
- 退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。  
現在65歳以上の退職被保険者の方には3月下旬に一般被保険者証を送付します。

## ♣給付について

- 70歳から74歳までの方（現役並み所得者を除く）の自己負担割合は、4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成21年3月まで現状の1割に据え置かれることになりました。  
これに該当される方には新しい高齢受給者証を3月下旬に送付します。
- お子さんの医療費を2割負担に軽減する制度については、対象年齢が3歳未満でしたが義務教育就学（小学校入学）前までに拡大されます。
- 医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算（自己負担限度額適用後）して一定の額を超えた場合に高額介護合算療養費が支給されます。

## ♣国民健康保険税について

- 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の場合は、国民健康保険税は年金から特別徴収されることとなります。（偶数月、ただし4月、6月および8月は仮徴収）  
なお、年金の年額が18万円以下の場合、または介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超える場合は、従前どおりの普通徴収で年金から天引きされません。
- 後期高齢者医療制度を支えるため、現行の国民健康保険税に新たに後期高齢者支援金等課税額が加算されます。

### 医療機関窓口での自己負担額

0歳	3歳	就学	70歳	74歳	75歳
2割	3割			一般 1割	
				現役並み所得者	3割

↓ 平成20年4月1日から ↓

2割	3割	一般 1割 現役並み所得者	3割	一般 1割 現役並み所得者	3割
				【後期高齢者医療制度】	

このほか、メタボリックシンドローム対策を取り入れた特定健診・特定保健指導が始まります。  
健診の受診率・保健指導の実施率が低いと国への財政負担が重くなるなどの罰則が保険者（伊賀市）に課されます。皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ】 本庁健康保険課保険年金係 ☎22-9659